

～ 下限面積を設定しました～

下限面積とは、農地法第3条の許可後に経営する農地面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的にかつ安定的に継続できなくなることが想定されることから、許可後の経営面積が一定以上にならないと許可はできないとされています。

富里市農業委員会では、下限面積を次のとおり定めています。

地域	下限面積
市内全域	50アール

【下限面積設定の理由】

下限面積の設定は、農地法施行規則第20条（別段の面積の基準）の規定により、その地域の実情等を踏まえて農業委員会で下限面積（別段面積）を定めることができるとされています。

下限面積（別段面積）を設定するに当たっては、定めようとする面積未滿の農地を耕作している者の数が、耕作者総数の4割を下らないよう農地法施行規則第20条第1項第3号で規定されています。

2005年農林業センサスの調査結果を用いたところ、耕作者全体980世帯に対して、50アール未滿の耕作者が66世帯と全体の6.7%となっているので、平成23年4月15日開催の第4回農業委員会総会において、現行の下限面積である50アールと設定しました。